

シルバー人材センターの契約方式の変更について

～ 包括的契約方式への移行 ～

1 フリーランス法の施行と契約方式の見直し

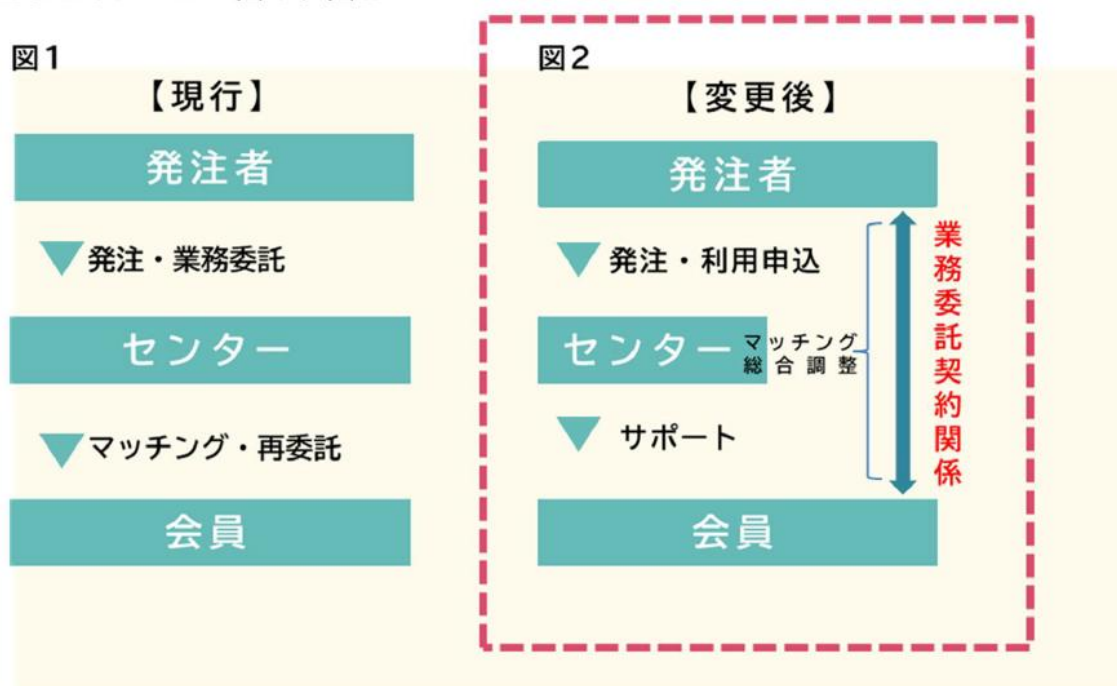
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）が令和6年11月1日に施行されました。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員は、フリーランス法の特定受託事業者（以下「フリーランス」という。）に該当します。

このため、フリーランスである会員がフリーランス法の下で法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備することを目的として、厚生労働省から、シルバー人材センターの契約方法を「包括的契約方式」へ変更するよう方針が示されました。

変更の基本的な枠組みは、これまでの、発注者からセンターが業務の委託を受け、さらにセンターから会員へ再委託する関係（図1）を、センターを介することにより発注者から会員が業務の委託を受ける関係（図2）とするものです。

■ 見直しのイメージ：図1、図2



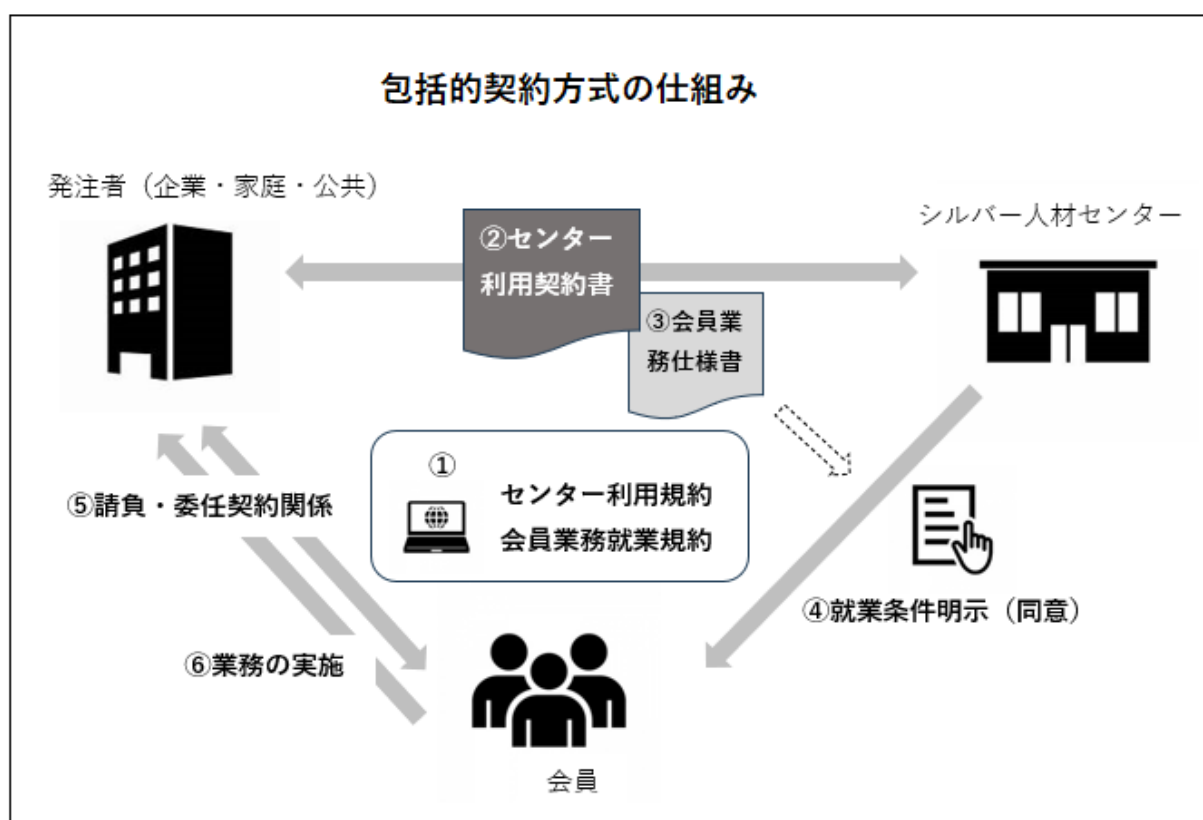
※ 発注者からは、「シルバー人材センターへ業務を委託」→「シルバー人材センターというシステムの利用を申し込んで会員へ業務を委託」となる。

※ フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆる「フリーランス」。シルバーの会員も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、フリーランスへ業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。つまり、事業者である（個人や家庭ではない）「発注者」）に対して、フリーランスに対する給付の内容（いわゆる「報酬」）その他の事項を明示することなどが義務付けられています。

2 包括的契約方式

「包括的契約」の方式は、次の図のように、発注者とセンターと会員の3者の包括的な契約関係になります。

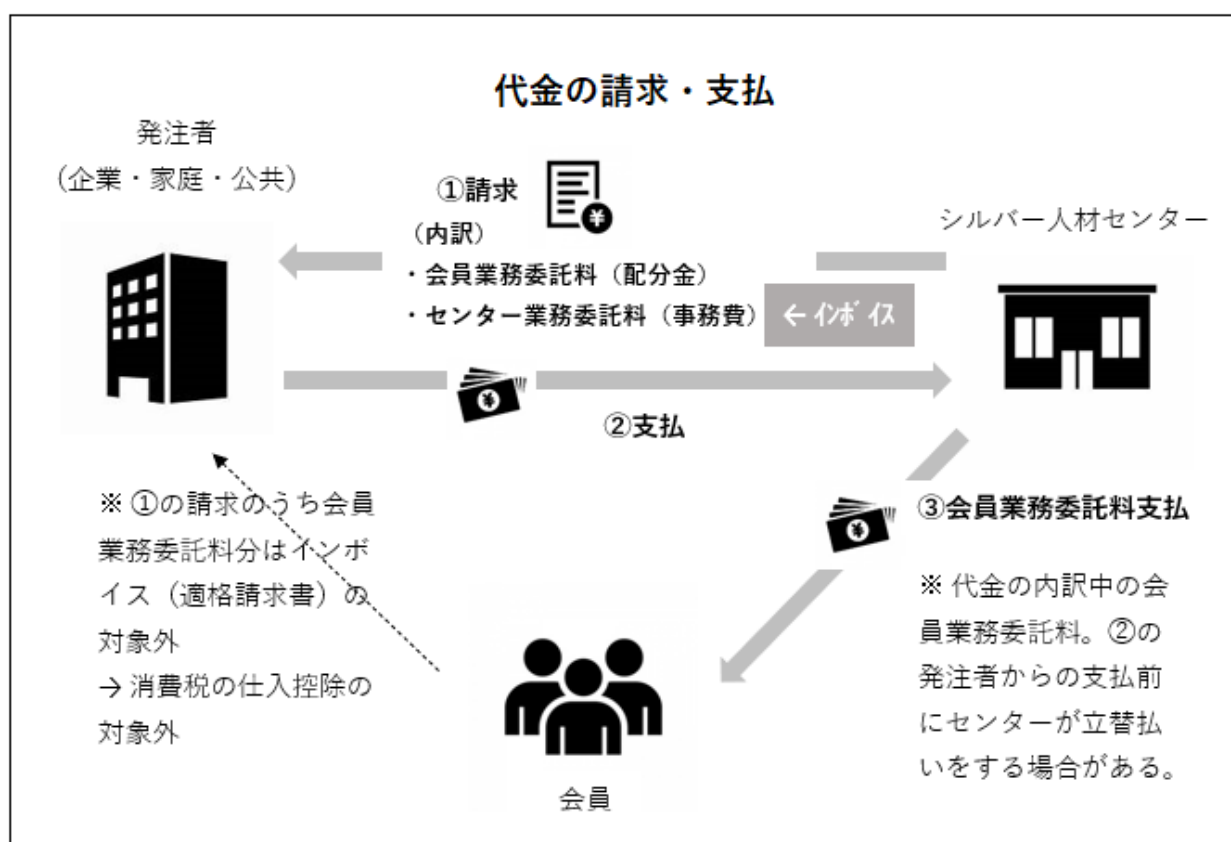


図の説明

① センター利用規約 会員業務就業規約	業務（仕事）の発注は、「センター利用規約」と「会員業務就業規約」（※）に基づいて行うこととなります。センターのホームページで公表しているこの2つの規約に基づき、契約関係が成立します。 「センター利用規約」と「会員業務就業規約」では、センターの契約に共通する具体的な事項を定めています。そのため、それ以外の個別の内容を、次の②「センター利用契約書」や③「会員業務仕様書」で定めることとなります。 ※「焼津市シルバー人材センター利用規約」と「焼津市シルバー人材センター会員業務就業規約」であり、これらは、民法548条の2の「定型約款」に該当します。
② センター利用契約書	発注者とセンターとの間で、「センター利用契約書」を取り交わします。 これは、業務そのものの契約ではなく、センター（業務を実施する会員を選定（マッチング）したり、業務に関する手続等を行う）の利用に関する契約です。業務名、契約金額、契約期間等、主な内容はこの契約書に記載します。
③ 会員業務仕様書	発注・受注する業務の仕様については、②「センター利用契約書」とは別に、発注者とセンターが、この「会員業務仕様書」で定めます（※）。 ※ 契約関係書類として発注者とセンターが保有します。「別に定める」業務仕様書であり、利用契約の一部ではないため、センター利用契約書へは綴じ込みません。

④ 就業条件明示 (同意)	②「センター利用契約書」と③「会員業務仕様書」に従って、センターから会員へフリーランス法で定める「就業条件の明示」（業務内容、報酬額、支払期日等の明示）と、同意を得る手続きを行います（※）。 ※ 就業条件の明示（同意）の手続きは、原則として、センターが運用する「会員クラウド」を通じて行います。
⑤ 請負・委任契 約関係	④によりセンターが会員に対し就業条件の明示と同意の手続きを行うことにより、会員業務就業規約に基づき、発注者と会員との間に請負契約又は準委任契約が成立します。
⑥ 業務の実施	会員により、業務を実施します。なお、労働者派遣契約ではないため、発注者は、会員に対して指揮命令をする関係にはなりません。

「包括的契約」においても、業務の代金は、次の図のように、センターからの請求及びセンターへの支払となります。



図の説明

①請求

業務（仕事）が完了すると、センターから発注者へ請求書を送付します。この請求書の内訳は、次のようになります。

区分	内容	インボイス (※)
センター業務委託料	センターの利用料分（事務費等）	対象
会員業務委託料	会員に対する報酬分（配分金等）	対象外

※「インボイス」（消費税における適格請求書）の発行においては、会員業務委託料の分は対象外となります。そのため、消費税の仕入税額控除の対象外（R11.9.30までの経過措置あり）です。

②支払

センターからの代金の請求に対する発注者からセンターへの支払であり、原則として口座振込によります。

③会員業務委託料支払

センターから会員へ会員業務委託料を支払います。本来は、②③の順で支払うものですが、支払期日の都合に応じて、発注者からの支払前にセンターが立替払いの処理をします。

3 手続等の変更点

「包括的契約」の方式では、契約関係は変わりますが、業務（仕事）の受注に関する諸手続はこれまでと同様にセンターが行いますので、センターのご利用は基本的にこれまでと変わりません。また、契約方式の変更によって業務の代金の変動することもあります。ただし、企業や公共団体などで契約書を作成する場合や消費税を申告納付（簡易課税を除く）している場合においては、次のような変更点があります。

	変更点
見積書	○変更ありません。
契約書	○契約書等の書面を必要とする場合は、書類（様式）が変更となります。 「業務請負契約書」や「業務委託契約書」を作成する場合は、それらに代わるものとして「センター利用契約書」と「会員業務仕様書」を作成します。「請書」を交付する場合は、請書に代わるものとして「受任書」を交付します。
会員への就業条件の明示（新）	○発注者においては変更ありません。 フリーランス法による新たな事項ですが、「センター利用規約」及び「会員業務就業規約」に基づき、センターが行います。
代金の請求	○変更ありません。 ただし、請求書の内訳の表記は、「会員業務委託料」と「センター業務委託料」となります。会員業務委託料は会員の配分金と材料費等、センター業務委託料はセンターの事務費と諸費用に相当します。
消費税のインボイス（適格請求書）と仕入税額控除	○個人や家庭、市の一般会計の事業、消費税の簡易課税事業者では、影響ありません。 センターからの代金の請求書において、消費税におけるインボイス（適格請求書）（※1）の発行については、代金の内訳の「会員業務委託料」は対象外となります（※2）。 ・センター業務委託料（事務費等）…インボイス対象（適格請求書） ・会員業務委託料（配分金等）…インボイス対象外（非適格請求書） そのため、消費税を申告する場合、会員業務委託料分については仕入税額控除の対象外（R11.9.30までの経過措置あり）となります。ただし、消費税の申告方式が簡易課税制度による場合は、この影響はありません。 ※1 「インボイス（適格請求書）」は、発行者名、発行者のインボイス登録番号、取引年月日（〇月分）、消費税率、消費税額などの必要事項を記載した請求書等をいいます。 ※2 会員は年間の消費税の課税売上高が1,000万円以下の「免税事業者」である（インボイス登録事業者ではない）ため、会員業務委託料の分についてはインボイス（適格請求書）を発行することができません。インボイス登録事業者があれば、当該会員業務委託料の額分については発行します。